

社会保障審議会 障害者部会  
座長 京極 高宣 様

グループホーム・ケアホームの設置に関する提言とお願い

委員 北岡 賢剛

昨年5月より、「新しい居住支援を考える会」(任意の会)では、これまで5回にわたり話し合いを行ってきました。以下に最終提言案をまとめましたので、よろしくご検討、御配慮のほど、お願い申し上げます。

提 言

(1) グループホーム・ケアホーム（以下グループホーム等と略す）の規模等について

グループホーム等は、本来地域の中で、一般的な市民生活と同様の規模で運営されるものである。

- ① その大規模化により、入所施設や病院がそのままグループホーム等に転用されることを防ぐため、生活の単位は10人までとし、2ユニットを上限とする。
- ② 居室は個室とする。
- ③ ユニットごとに、生活単位として必要な一定の基準を定める。

(2) 病院、入所施設の敷地内にグループホーム等を許可する条件について

グループホーム等は、入居者が地域社会の一員として、地域の様々な人たちと関わりながら暮らす場であり、原則として病院等の敷地内にグループホーム等を設置すべきではない。この原則を明らかにした上で、以下の条件を満たす場合のみをその特例として敷地内設置を認める。

- ① 「移行型グループホーム」など敷地外のグループホーム等とは区別できる名称とし、誰にもわかるようにする。
- ② 地域移行へのステップとして位置づけ、その対象者ごとに地域移行の個別支援計画を作成し、移行までの入居期間は最長2年とする。
- ③ 地域移行にあたっては、移行するエリアの委託相談支援事業者及びその地域自立支援協議会と共同して取り組むことを明確にし、地域生活が確保されないままでの地域移行は認めない。
- ④ 日中は敷地の外に通所又は通勤するものとする。
- ⑤ 敷地内にグループホーム等を新築することは認めない。
- ⑥ 敷地内のグループホーム等は病院や施設の定員・定数としてカウントする。

- ⑦ 精神病院長期入院の医療費逓減を避けるために病院とグループホームのロケーションが行われることがないように何らかの防止策をとる。
- ⑧ 利用者が自由に外部に出入りできる建物とし、利用者が可能な限りその運営に参画できるように配慮する。
- ⑨ サービス管理責任者は利用者又はその法定代理人と協議の上個別支援計画を策定し、地域移行に必要な各種のサービスを実行すると共に、モニタリングをおこなう。
- ⑩ その他、生活の単位や個室条件など、敷地外のグループホームの条件を下回ってはならない。

(3) グループホーム等入居者の日中のホームヘルプサービスの利用について  
グループホーム等入居者は、平日の昼間は日中活動の利用ができることとなっている。入居者の体調が悪く、通所せずホームに残った場合、ホームヘルプサービスを使うことは二重給付とはならないはずであり、このような場合のホームヘルプ利用は認めるべきである

#### (4) 行動援護の利用について

グループホーム等入居者の移動支援の利用は、市町村が判断することになるが、グループホーム入居者が移動支援を利用できるようになっても、ガイドヘルパーでは対応困難であるために創設された行動援護の対象者は、外出時の支援がない状態となってしまう。行動援護については、グループホームの入居者も使えるようにするべきである。

#### (5) 日額払い（実績払い）について

グループホーム等についても実績払いにしているが、実績払いであるならサービスを提供している場合は当然報酬の対象とすべきである。障害が重く、慣れた人が援助をしないと困難な人は、外泊や旅行する場合もグループホームのスタッフが援助する必要がある場合もある。また入院時は、基準看護で付き添いはいらぬ建前であっても、付き添いを求められる場合も多く、付き添わないと入院できない場合もある。そのようにグループホーム外であっても、サービスを提供せざるを得ない場合、それを実績と認めるべきである。

#### (6) 一法人グループホーム等の場合について

入居者一人一人の障害程度区分に応じて職員配置基準が決まり、事業者全体でその基準をクリアすればいいという形になった場合、一定以上の規模でないと運営が立ちゆかなくなる恐れが生ずる。制度変更により運営が立ちゆかなくなるホームがでないよう適切な措置を講じる必要がある。

#### (7) サービス管理責任者について

新設されるサービス管理責任者は、個別支援計画の策定・実行・モニタリングや地域交流や地域移行支援といった重要な役割を担い、新制度の成否は、サービス管理責任者にかかっていると言っても過言ではない。管理責任者が有効に機能できるような配置基準とすべきである。今回定められるであろう配置基準については、その有効性についての検証をおこない、すみやかに適正な配置基準とすべきである。

#### (8) グループホーム等の職員の研修について

新しい制度にふさわしい職員体制を取るためには、サービス管理責任者や夜勤職員を含む支援者の研修体制が肝要である。新しいグループホーム等のガイドラインのテキスト作成と共に、それを使った研修システムを構築し、一定の研修を義務づけることが望ましい。

以下考える会の氏名

大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
門屋 充郎	社会福祉法人慧誠会 帯広ケアセンター所長
北岡 賢剛	滋賀県社会福祉事業団 理事
北野 誠一	東洋大学教授
久保 洋	全国グループホームスタッフ・ネットワーク
小林 繁市	伊達市地域生活支援センター 所長
副島 宏克	因島であいの家 常務理事 総合施設長
曾根 直樹	ひがしまつやま市 総合福祉エリア 施設長
田中 正博	全国地域生活支援ネットワーク 代表理事
戸枝 陽基	NPO法人ふわり 理事長
野沢 和宏	毎日新聞社 編集局社会部 副部長
深田 哲士	鳥取厚生事業団 羽合ひかり園 園長
福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会 常務理事
宮代 隆治	社会福祉法人さざんか会 理事長
室津 滋樹	日本グループホーム学会 代表